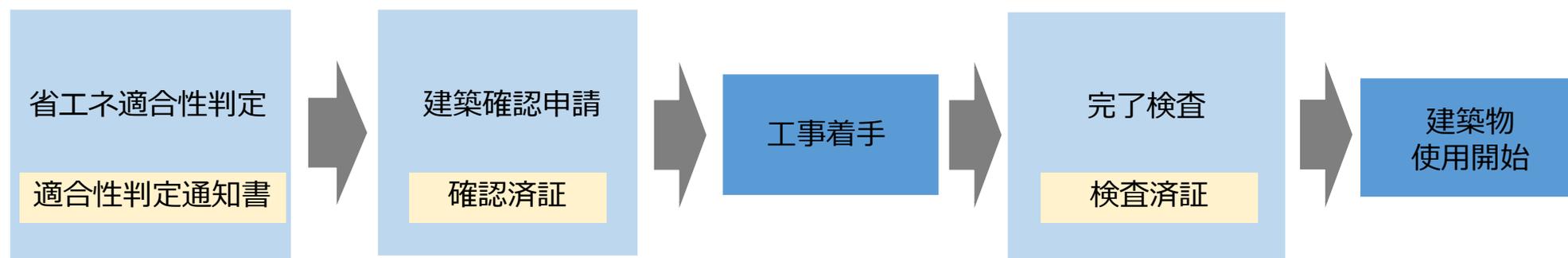


省エネ適合性判定の手続きの流れ



※所管行政庁又は登録省エネ判定機関による省エネ基準への適合性判定を受け、適合性判定通知書を建築主事又は指定確認検査機関に提出してください。

※省エネ基準に適合している旨の適合判定通知書がなければ、確認済証は交付されず、工事に着手できません。

※適合性判定を受けた計画のとおり工事が実施されたことを、目視や書類により検査します。

※完了検査において、省エネ計画に関する審査事項を満たさなければ検査済証の交付を受けられず、使用開始が遅れます。